

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	額定其勞
論文題目	清代モンゴルの「旗」裁判制度の研究		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、清朝統治下のモンゴルにおいて国家の末端行政組織として位置づけられた「旗」の裁判制度の全体構造を明らかにしようとするものである。</p> <p>第1章(序章)では、本論文全体に対する導入を兼ねて、モンゴル伝統法秩序のあり方、モンゴル特有の社会編成、政治的意志決定方式、法の存在形態、伝統的裁判観の概要を論じ、その上で先行研究が重大事案処理を巡って存在する旗から中国皇帝までの上申制度の解明に専ら力を注いで来たことを指摘し、それに対して本研究では、各地の地方档案馆に所蔵されるモンゴル文文書史料を用い、幾つかの旗を例として、これまで未解明の旗内の裁判のあり方およびそれと清朝国家の裁判制度との位置関係について検討することを述べる。</p> <p>第2章では、アラシャ旗の裁判制度を論ずる。アラシャ旗では、旗の最高権力者であるザサグが中央集権的な政治体制に向けた制度改革を強力に推し進めていた。ザサグの下には中央政務機関として印務処が置かれ指名された官員が輪番で勤務していた。地方は36の地区に分けられザサグが任命した官吏が統治業務を担当し、また都市部には主に漢人関係公務を処理する為にドゥイズという役所が置かれた。家畜罰あるいは鞭二十五までの刑罰で処理できる案件はこれら地方役人の手で処理され、それ以上の案件は印務処に送られ、印務処官員が合議体の形で判決原案を作成し、ザサグの裁可を得た後に当事者に口頭で言い渡した。また地方で処理された事案についても、地方役人は処理結果を印務処へ報告する義務があり、また当事者が判決に服しない場合には地方役人もしくは当事者により事案は印務処に送られた。そして最後に16件の裁判事例を一般モンゴル人、僧侶、漢人の三つに分けて紹介検討し、当時における紛争と裁判の実態を明らかにする。</p> <p>第3章では、ハラチン右翼旗の裁判制度を論ずる。ハラチン右翼旗のモンゴル人は18世紀前半には既に定住農耕を営むようになっていたが、各地域にはザサグによって身分特権を与えられた在地の権力者が存在し、またタブナン(貴族)が自己の周りに一定数の平民を従属させる伝統的な支配秩序が維持されていた。同旗ではすべての訴訟はまずザサグが主宰する旗衙門に提起し、旗衙門が事案を見てその一部を自分で処理し、一部については改めて地方有力者に処理を命ずる制度が作られていた。ただ実態を見ると、当事者が旗衙門ではなく地方有力者に訴訟を持ち込んだり、また地方有力者が旗衙門の指示も無しに勝手に裁判を行う「私的」な裁判のあり方も存在した。そこで最後にそうした逸脱事例の検討を通じ、同旗における政治秩序と裁判との関係を論ずる。</p> <p>第4章では、オトグ旗の裁判制度を論ずる。オトグ旗は中央にザサグが主宰する旗衙門が置かれ、地方はハラールと呼ばれる15の行政区域に分けられ、ザサ</p>			

グの手でそれぞれに長官として扎蘭章京が、また漢人庶務担当としてジャルグチが置かれた。しかしこうした官僚制的な地方行政組織と並んで、伝統的なタイジ（貴族）－平民の人的隷属関係も存在していた。本章では裁判事例の分析を通じて、裁判は扎蘭章京以上の官位にいる役人であれば誰でも、更には一部の有力タイジやジャルグチ達によって行われることが制度的に許されていたこと確認する。ただ同時に裁判権を持たない役人や一般タイジが裁判を行う事例もあり、20世紀初頭にはそれが問題視され、中央集権的な裁判制度改革が行われたことを紹介する。

第5章では、以上の三旗の地方統治のあり方を「官僚制的な地方統治モデル」と「在地有力者による自律的な地方統治モデル」という概念対比で、また裁判制度のあり方を「中央集権型」と「地方有力者に任せる型」という概念対比で整理する。その上で、旗内裁判における判決の根拠付けの特徴、地方裁判の性格を論ずる。そして最後に旗内裁判と上申手続きの両者をまたぐ仕方で書き継がれているハラチン左翼旗の上申文書例の検討を通じて重要事案のすべてが必ずしも上申されていた訳ではないことを示し、旗内事案が上申に至る契機とその制度的な基礎について考察を加える。

第6章（結論）では、以上全体を総括し、清代モンゴルの裁判はザサグを頂点とし地方的権力を末端とする旗内裁判制度と、皇帝を頂点とし旗を末端とする国家的裁判制度の二本立てで構成されていること、ただ末端側については、どちらについても、中央権力により末端に分配された裁判権を基礎とする公的な裁判と、末端側の固有の政治的支配権に基づき行われる私的な裁判とが混在していることを指摘する。そして最後に裁判実務の中に見えるモンゴル固有の特徴を幾つか指摘する。

付章「アラシャ旗裁判記録文書とその書式」は、本論文全体の史料的基础である旗衙門の档案文書の特徴を、アラシャ旗文書に即して具体的に説明したものである。

(論文審査の結果の要旨)

遊牧民族たる満州族によって立てられた清朝は、同じく遊牧民族が支配するモンゴル地域について、在地首長たるザサグ達がそれぞれの旗内人民に対して持つ伝統的な支配権を支持・容認すると同時に、彼らを理藩院の官員の監督下に位置付けることで清朝の官僚制的な地方支配制度の中に包摂した。そうした両義的關係の裁判制度上の現れが旗－盟－駐防官－理藩院－皇帝からなる上申制度であり、軽微な事案は各旗内で決着を付けることを許す代わりに、人命事件や流刑以上の刑罰を帰結する事案については中央への上申を求めた。

従来の研究は、この上申制度の内実、特にその実効性の有無に関心を向け、上申文書本体の分析を通じて、上申制度が相応に機能していたことを実証した。しかしその反面、旗内の裁判が実際に誰によりどの様に行われていたか、またその内実が制度が想定するような軽微な事案の処理のみに限られていたのか否かについては、これまで殆ど何も論じられてこなかった。本論文は、モンゴル各地の档案馆に所蔵される清代各旗のモンゴル文の裁判文書の積極的な発掘と利用を通じて、そうした学説状況を一挙に塗り替える画期的な研究である。

本研究の意義は多々あるが、以下の三つがその代表的なものである。

第一に、裁判に際して旗レベルで作られ保管されてきた文書があることは従来も一部のモンゴル学者による紹介と翻訳を通じて知られてきたが、それがどのような形式を持ち、またどのような制度を通じて作られたかは、本研究によって初めて明らかにされたものである。

第二に、本研究により旗内の裁判の有り様が格段に明確にされた。特に旗内裁判をめぐって印務処等の旗中央と地方との間で一種の審級関係が作られていたこと、またその役割分担のあり方をめぐって旗毎に意外な程の相違があることを明らかにしたことは、本論文の大きな貢献である。

第三に、人命事件等の重大事案も実際には旗内で裁かれていたことが、裁判文書の形で明確に示されたことも貴重である。それによって事案上申の動機という新たな問いが生まれた。

ただ勿論この優れた研究にも弱点は存在する。本論文は基本的に裁判権力のザサグへの集中の動向を一方に置き、それを在地有力者が伝統的に持つ固有の支配権に基づく裁判と対比するという論理構成を取っているが、現実には後者は逸脱現象としてしか論じられず、それが議論全体の立体的構成を弱めている。しかしそれは現在残存するのが前者側の立場からする史料だけであることに起因する制約とも言える。今後の更なる史料探索と論理的解明を期待したい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成25年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。